

広報とやま 令和5年(2023年)5月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

「無料点検させてほしい」と訪問してくる業者には注意しましょう



【相談例】

- 例① 「無料で排水管を点検する」と業者が訪ねてきた。点検後「工事が必要」と、排水管の一部が割れた写真を見せられたので、工事契約を結んだ。工事開始後、「水漏れしていて隣の家まで水が行っている。先に別の工事をしないと大変だ」と言われた。工事費が合計で70万円となり、迷っていると、「特別に50万円にする」と値引きされ、契約してしまった。
- 例② 近所で工事をしているという業者が「お宅の屋根がめくれているのが見えた。屋根に登って点検する。」と言うので依頼した。点検後、屋根瓦が浮いている写真を見せられ、約30万円の修理を契約した。その後、家族の勧めでハウスメーカーに確認してもらうと「釘を引き抜いたような新しい傷がある」と言われた。

【アドバイス】

- 「無料で点検」と言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせる「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。一度契約すると、次々と別の契約を迫られるケースや点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど悪質なケースもあります。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにせず、冷静に受け止めることが大切です。その場で契約せず、家族に相談したり、他の業者から見積もりを取ったりしてから判断しましょう。
- 契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消しなどができる場合がありますので、早めに相談しましょう。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※(祝)、年末年始およびCiC休館日は除く。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047